

財政安定化基金 標準拠出率の考え方

○ 平成20年度から25年度までの拠出率の標準・・・0.09% (算定省令附則)

次のとおり、見込みを上回る給付費の増加(給付増加リスク)及び見込みを上回る保険料の未納(収納リスク)を見込み、拠出率を算出

給付増加リスク・・・老人保健における5年間の医療給付費申請額と実績報告額の比較で、実績額が上回る都道府県の平均の乖離率2.3%を算出し、
乖離率2.3%×医療給付費の保険料負担割合10%=0.23%・・・①

収納リスク・・・・・・国保及び介護保険の収納率を参考に、収納率を98%(未納率2%)と見込み、
未納率2%×医療給付費の保険料負担割合10%
×徴収に占める普通徴収割合20%=0.04%・・・②

$$\text{①} + \text{②} = 0.27\%$$

国、都道府県、広域連合の3者で負担することから $0.27\% \div 3 = 0.09\%$

○ 平成26年度以降 (算式により得た数等を勘案して、2年ごとに厚生労働大臣が定める。)

$$\text{拠出率の標準} = \frac{\left(\begin{array}{|l} \text{全都道府県の} \\ \text{交付金の見込額及び} \\ \text{貸付金の見込額} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{全都道府県の} \\ \text{基金借入金の} \\ \text{償還見込額} \end{array} \right) \times 1/3}{\text{特定期間の全広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額}}$$

後期高齢者医療制度と介護保険の財政安定化基金標準拠出率の考え方

	後期高齢者医療制度	介護保険
給付費	予測できない給付増への対応 2.3% (3特定期間で積み立てることにより6.9%)	予測できない給付増への対応 7%
増加リスク	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健における平成13年度から平成17年度の医療給付費申請時と実績報告時の医療給付費を比較し、実績報告時の額が上回る都道府県分を集計し5年間の平均乖離率を試算。(マウス2.15%) \div 2.3% 事業規模への影響：給付費増割合 保険料負担割合 $2.3\% \times 10\% = 0.23\%$ 	給付費が20%増加する市町村が20% (年間) $20\% \times 20\%$ 給付費が10%増加する市町村が30% (年間) $10\% \times 30\%$ $20\% \times 20\% + 10\% \times 30\% = 7\%$ 事業規模への影響：給付費増割合 \times 1号保険料負担割合 \times 保険者割合 $20\% \times 17\% \times 20\% = 0.68\%$ $10\% \times 17\% \times 30\% = 0.51\%$
保険料	普通徴収のうち2%が収納リスク (収納率98%)	普通徴収のうち2%が収納リスク (収納率98%)
収納リスク	$2\% \times 10\% \times 20\% = 0.04\%$ <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料(税)の収納率(75歳以上)は約98.7% (平成15年国保実態調査より) 介護保険料収納率は、平成16年度98.2% 収納必要額100% \div 収納率98% = 賦課総額102% 賦課総額102% - 収納必要額100% = 収納リスク2% 	$2\% \times 17\% \times 20\% = 0.068\%$ $2\% \times 17\% \times 20\% = 0.068\%$
標準拠出率	第1～3特定期間(平成20～25年度) 0.09% (0.27%を国・都道府県・広域連合各1/3) ※給付費増加リスク 0.23% + 収納リスク 0.04% に対応可能な水準として 0.27%を設定。	第1期(平成12～14年度) 0.5% (1.5%を国・県・市町村各1/3) ※給付費増加リスク (0.68% + 0.51%) + 収納リスク 0.068% \div 3 \approx 1.3% に対応可能な水準として 1.5%を設定。(参考) 第2期の標準拠出率は 0.1%

財政安定化基金の拠出率算出ワークシート（参考）

H19. 8. 6.

	全国	都道府県（ ）
給付費	予測できない給付増への対応 2. 3% (3特定期間で積み立てることにより6. 9%)	予測できない給付増への対応 _____% (3特定期間で積み立てることにより_____%)
増加リスク	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健における平成13年度から平成17年度の医療給付費申請時と実績報告時の医療給付費を比較し、実績報告時の額が上回る都道府県分を集計し5年間の平均乖離率を試算。(マウス2.15%) ÷ 2.3% 事業規模への影響：給付費増割合 保険料負担割合 2. 3% × 10% = 0. 23% 	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健における平成_____年度から平成_____年度の医療給付費申請時と実績報告時の医療給付費を比較し、5年間のうち実績報告時の額が上回る年度について平均乖離率を試算。(マウス_____%) ÷ _____% 事業規模への影響：給付費増割合 保険料負担割合 _____% × 10% = _____%
保険料	普通徴収のうち2%が収納リスク (収納率98%)	普通徴収のうち_____%が収納リスク (収納率 _____%)
収納リスク	収納リスク × 保険料負担割合 × 普通徴収割合 2% × 10% × 20% = 0. 04% <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料(税)の収納率(75歳以上)は約98.7% (平成15年国保実態調査より) 介護保険料収納率は、平成16年度98.2% 収納必要額100% ÷ 収納率98% = 賦課総額102% 賦課総額102% - 収納必要額100% = 収納リスク2% 	収納リスク × 保険料負担割合 × 普通徴収割合 _____% × 10% × _____% = _____% <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料(税)の収納率(75歳以上)は約_____% (平成_____年国保実態調査より) 介護保険料収納率は、平成_____年度 _____% 収納必要額 100% ÷ 収納率_____% = 賦課総額_____% 賦課総額_____% - 収納必要額100% = 収納リスク_____%
標準拠出率 (平成20～25年度)	収納リスク0. 04% + 給付費増加リスク0.23% = 0. 27% 0. 09% (0. 27%を国・都道府県・広域連合各1/3)	収納リスク_____% + 給付費増加リスク_____% = _____% _____% (_____%を国・都道府県・広域連合各1/3)
給付費見込額 (平成20～21年度)	_____兆円※ (平成20年度給付費見込額 _____兆円) (平成21年度給付費見込額 _____兆円)	_____円 H18年度老人医療費 _____円 × (_____% × 11/12 + _____%)
2年間の拠出額 (平成20～21年度)	_____億円※ (国、都道府県、広域連合それぞれの拠出・負担額) _____兆円 × 0. 09%	_____円 (国、都道府県、広域連合それぞれの拠出・負担額) _____円 × _____%
6年間の事業規模 (平成20～25年度)	_____兆円※ × (0. 27 / 100) ÷ 2000億円 (給付費見込額)	_____円 × (_____ / 100) = _____円

※ 9月初旬に提示予定

財政安定化基金の概要

1 設置目的及び内容

広域連合の後期高齢者医療制度財政の安定化を図り、その一般会計からの繰入を回避できるよう、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うために、各都道府県に財政安定化基金を設置する。

2 財政安定化基金の交付・貸付について

(1) 貸付事業(法第116条第1項第2号)

特定期間(特定期間は2年)の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による当該財政不足額について、財政安定化基金から無利子貸付を行い、その額は当該各年度における単年度基金事業対象費用額から単年度基金事業対象収入額を控除した額の見込み額に1.1を乗じた額を限度として貸付を行う。

なお、特定期間の終了年度においては基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除した見込額から基金事業交付金及び基金事業借入金を控除した額に1.1を乗じた額を限度とする。

貸付金は、翌特定期間で償還することとし、当該特定期間の保険料率を算定する際、償還の費用を保険料収納必要額に算入するものとする。

(2) 交付事業(法第116条第1項第1号)

特定期間を通して、保険料収納率の悪化により、①保険料不足と②財政不足が見込まれる場合において、原則、未納分の1/2を財政安定化基金から資金の交付を行う。

交付は特定期間の終了年度とし、その額は広域連合に属する市町村ごとに予定保険料収納額から実績保険料収納額を控除した額の見込額(※)の合計額(当該額が基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除した額が超えるときは、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除した額の見込額とする。)の1/2に相当する額とする。

・ なお、市町村ごとに算定した実績保険料収納額が、保険料収納下限額に満たない市町村においては、算定式の実績保険料収納額を保険料収納下限額とする。

- ・ 収納率を不当に過大に見込んだ場合や給付費を不当に過小に見込んだ場合は、貸付金を減額又は貸付しないことができる。
- ・ 収納率を不当に過大に見込んだ場合は、交付金を減額又は交付しないことができる。

3 財源及び負担割合

財政安定化基金の財源は、国・都道府県・広域連合(保険料)が1/3ずつ負担する。

4 拠出金算定等

法施行時における当該基金への繰り入れ時期は、平成20年度から平成25年度までの6年間を予定している。また、財政規模は全国で約2,000億円と推計している。

(1) 都道府県が広域連合から徴収する特定期間における財政安定化基金拠出金額の算定方法(算定政省令)

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{特定期間中(2年間)} \\ \text{の広域連合の} \\ \text{療養の給付等に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right] \times \text{拠出率} - \left[\begin{array}{l} \text{特定期間中の} \\ \text{基金運用収益} \end{array} \right] \times 1/3 \right\}$$

また、平成26年度以降については、前特定期間における貸付・交付額及び給付見込を踏まえ、2年ごとに拠出率の見直しをする。

なお、都道府県は示された拠出率を標準に条例で割合を定めることとなる。

(2) 特定期間における、都道府県が財政安定化基金へ繰り入れる額

都道府県は、広域連合からの拠出金額の3倍の額を繰り入れる。

(広域連合からの拠出金額を含む)

(3) 特定期間における、国の負担する額(財政安定化基金負担金)

国は、都道府県が財政安定化基金へ繰り入れた額の1/3を負担する。

(4) 特定期間の各年度における、国・都道府県・広域連合が負担する額

特定期間の初年度	都道府県が広域連合から徴収する特定期間における拠出金額の1/2以上の額
〃 終了年度	残りの額

5 事務スケジュール(案)

別紙参照「後期高齢者医療 財政安定化基金 拠出事務の流れ(平成20年度)」

条例公布 平成19年度中

基金繰入 平成20年度中

6 前回全国会議(H19.2.19)での説明からの変更点

①制度施行時の全国的な基金の積み立て期間を4年間から6年間にする。

※考え方 過去5年間の老人保健医療給付費の申請と実績の乖離を検証し、マイナス乖離の平均である2.3%までの給付増に対応するために必要な積み立てを行いつつ、最終的には3特定期間(6年間)で7%程度の給付増リスクに対応する基金を造成する。

②償還期限の4年又は6年への延長については、平成20、21年度の借りに限定しない。

※考え方 インフルエンザの流行等により、予測を大幅に上回る給付費増に伴う多額の借入れによる、償還に際し、保険料の急激な増加を抑えつつ、柔軟な対応を可能とする。

後期高齢者医療財政安定化基金条例の参考条例等について

都道府県は、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項の規定に基づき、後期高齢者医療財政安定化基金を設置し、運営に関し必要な事項を条例で定める必要があります。

都道府県においては、議会への上程に向けて、内容の検討を進めていただくこととなるため、参考条例及び参考規則を作成しましたので、ご活用願います。

記

- 1 条例の施行時期 平成20年4月1日
- 2 条例の上程時期 平成20年2月定例会
- 3 参考条例の記載内容

- ① 財政安定化基金への拠出率
- ② 基金の積立額
- ③ 広域連合から徴収する拠出金の額
- ④ 現金の管理
- ⑤ 運用益金の処理
- ⑥ 交付・貸付の要件及び額
- ⑦ 償還方法 等

4 参考規則の記載内容

- ① 拠出金の額の算定手続き
- ② 拠出金の納付手続き
- ③ 交付金の交付手続き
- ④ 貸付金の貸付手続き 等

参考規則は、事務処理マニュアル（案）と併せて、11月頃に提示する予定。

5 その他

後期高齢者医療財政安定化基金条例の参考条例等は、介護保険財政安定化基金条例の検討の際に、提示した参考条例等を参考に作成した。

〇〇県後期高齢者医療財政安定化基金条例（参考例） 【たたき台】

第1章 総則

（設置）

第1条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第116条第1項の規定に基づき、〇〇県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（拠出率）

第2条 前期高齢者納付金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第 号。以下「政令」という。）第18条第1項第1号に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、1,000分の〇とする。

（積み立て）

第3条 基金には、法第116条第5項に規定するところにより、特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下、同じ。）において、〇〇県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から徴収する基金拠出金（以下「拠出金」という。）の総額の3倍に相当する額を積み立てる。

- 2 特定期間の各年度において基金に積み立てる額は、知事の定めるところによるものとし、毎年度予算で定める。
- 3 特定期間の各年度における都道府県年度負担額は、政令第18条第5項の規定に従って算出するものとし、毎年度予算で定める。
- 4 基金への積み立ては、広域連合が拠出金を納付する時期（以下「拠出時期」という。）までに、行うものとする。

（拠出金）

第4条 特定期間において県が広域連合から徴収する拠出金の額の算定については、政令第18条第1項に規定するところによる。

- 2 特定期間の各年度において広域連合に対して納付を求める拠出金の額については、政令第18条第2項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定める。
- 3 知事は、前項の規定により広域連合の拠出の額を算定した場合は、広域連合に対して拠出金の額及び拠出時期その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 広域連合は、拠出時期までに拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納につき年14.6%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（現金の管理）

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第6条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第7条 基金は、法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同項第2号に掲げる事業に係る貸付金の貸付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第2章 交付事業

（交付の要件及び額）

第8条 知事は、広域連合が法第116条第1項第1号の要件を満たす場合に、政令第12条第2項の規定により算定した額を交付する。

（交付金の減額）

第9条 知事は、政令第12条第5項の規定に基づき、必要があると認めるときは、広域連合に対する交付金の額を減額し、又は交付しないこととすることができる。

第3章 貸付事業

（貸付の要件及び額）

第10条 知事は、広域連合が政令第13条第1項の要件を満たす場合に、政令第13条第4項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

（償還方法）

- 第11条 償還期限は当該貸付を受けた特定期間の次の特定期間の最終年度の末日までとする。
 - 2 償還は、当該特定期間の借入総額を2で除した得た金額を、次期特定期間の各年度において行うものとする。ただし、広域連合が、第13条に規定する繰上償還を行う場合は、この限りでない。
 - 3 広域連合は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に応じ、未納額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。

（償還期限等の延期）

第12条 知事は、広域連合に対し、翌特定期間の償還期限までの償還によって翌特定期間

における保険料の額が著しく高くなると見込まれるときは、次のいずれかに掲げる日を償還期限とすることができる。

(1) 当該貸付けを受けた特定期間の次の次の特定期間の終了年度の末日

(2) 前号に掲げる日の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日

2 知事は、広域連合に対し、災害その他特別の事情があると認めるときは、第11条第1項及び前項の規定により貸付に際して定めた償還期限を、当該償還期限の属する特定期間の次の特定期間の最終年度の末日まで延期することができるものとする。

(繰上償還)

第13条 知事は、広域連合が知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 広域連合は、第11条第1項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

(貸付金の額の減額等)

第14条 知事は、政令第13条第5項の規定に基づき、必要があると認めるときは、広域連合に対する貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととすることができる。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

後期高齢者の保健事業について

生活機能評価との共同実施について

○ 介護保険法に基づく生活機能評価は介護保険者(市町村)が65歳以上の住民を対象に実施する義務がある。

65歳以上の者については、特定健診(40～74歳)又は、後期高齢者(75歳以上)の健診と対象者が重複するので、受診者の負担を軽減を図るため、原則、同時実施とする。

なお、重なる項目の費用負担は、「①高齢者医療確保法第21条の規定に基づき、生活機能評価と特定健診の重複では生活機能評価が優先」、「②生活機能評価と後期高齢者の重複では、義務づけで実施する生活機能評価が優先」する取り扱いを行う。

[生活機能評価]

○実施主体 介護保険者(市町村)

○対象者 65歳以上

○内容 問診、計測、診察、貧血検査(※1)、血清アルブミン検査(※1)、心電図(※1)

(※1)は、基本チェックリスト、身体測定、視診等の結果で、特定高齢者の候補者とされた者のみ実施

[特定健診・後期高齢者の健診]

	特定健診	後期高齢者の健診
実施主体	市町村国保:	広域連合又は市町村
対象者	40～74歳の被保険者	75歳以上の者及び65～74歳の寝たきり等
内容	<u>問診、計測、診察、脂質、肝機能、代謝系、尿・腎機能、血液検査(※2)、心電図(※2)</u>	同左

(※2)は、医師の判断に基づき、選択的に実施

※生活機能評価と特定健診・後期高齢者の健診と重なる項目に下線を付した。(検査項目の詳細は次頁)

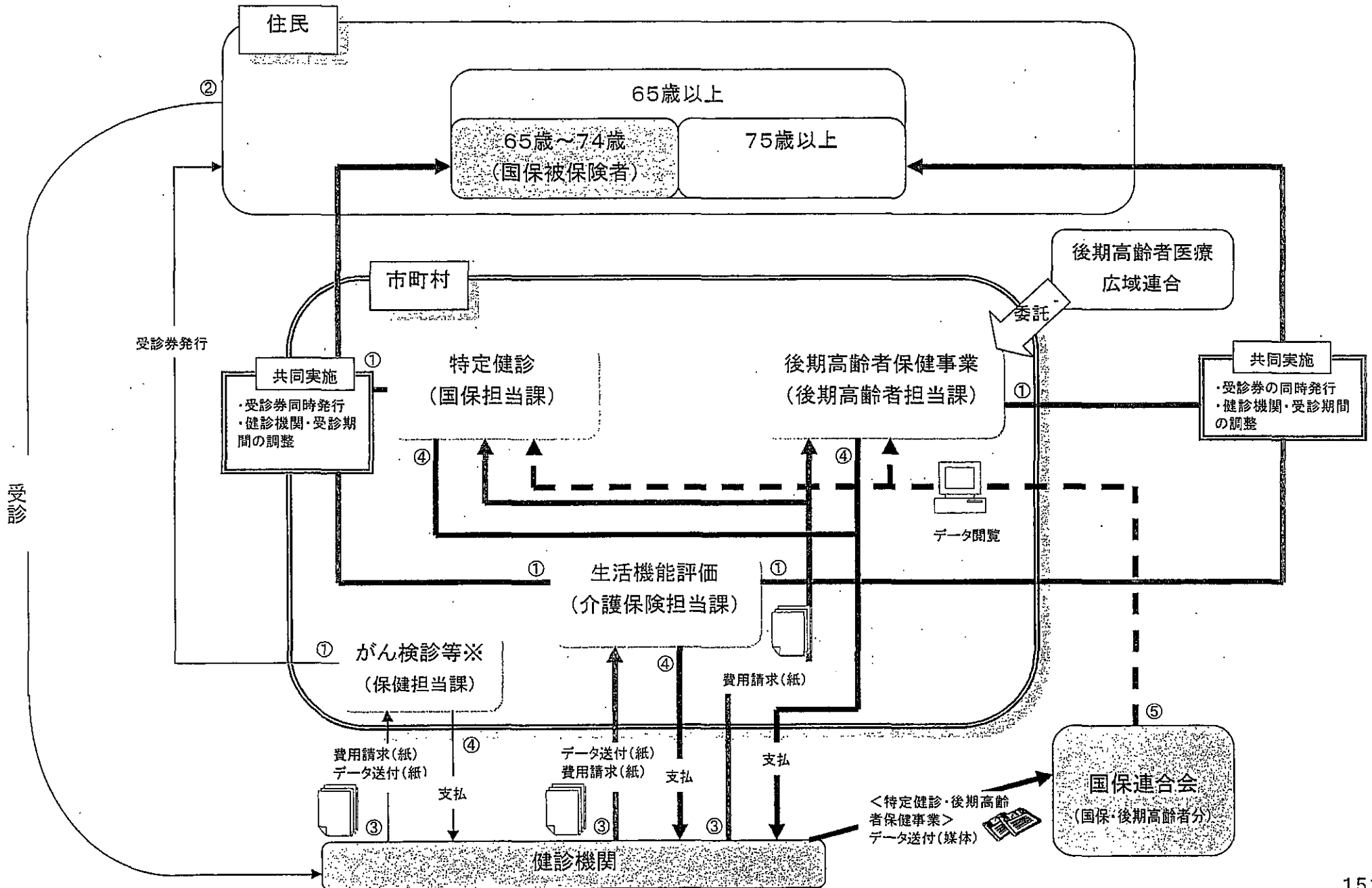
特定健診・後期高齢者の健診と生活機能評価の項目一覧

特定健康診査・後期高齢者の健診		共通項目	生活機能評価 (65歳以上)
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目	自覚症状	生活機能に関する項目
計測		身長	
		体重	
		BMI	
		血圧	
	視力(※)		
診察		視診(回診時含む) 聴診 触診(関節可動域含む) 打撃聴(※)	
脂質	総脂質		
	HDL		
	LDL		
肝機能	AST(GOT)		
	ALT(GPT)		
	γ-GT(γ-GTP)		
代謝系	空腹時血糖		
	ヘモグロビンA1c		
尿・腎機能	尿糖		
	尿蛋白		
血液一般		ヘマトクリット値	
		血色素量	
		赤血球数	
			血清アルブミン検査
心機能		心電図検査	

※ 赤字は、特定健診の必須項目、青字は生活機能評価の必須項目、黄色字は医師の判断により実施する項目。

※ 復囲(※)は、後期高齢者の健診としては、不要。

市町村における各種健診の連携について(国保・後期高齢者)



※がん検診等についても、同時に受診できるよう、保健担当課が受診券発行、健診機関、健診期間の調整を行う。